

利用者名 様

医療法人葵会 総合ケアステーション

訪問看護（医療保険）

重要事項説明書

医療法人葵会総合ケアステーション

〒603-8206 京都市北区紫竹西南町 65 の 34 番地

電話 075-495-2241

ファックス 075-495-2242

訪問看護（医療保険）重要事項説明書

1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人葵会
代表者名	理事長 吉川 恵造
所在地・連絡先	(住所) 京都市北区紫竹西南町65の3、131番地 (電話) 075-441-4752 (FAX) 075-431-2901

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人葵会総合ケアステーション
所在地・連絡先	(住所) 〒603-8206京都市北区紫竹西南町65の34番地 (電話) 075-495-2241 (FAX) 075-495-2242
医療機関コード	0190022
管理者の氏名	野崎 文美子
その他指定	指定居宅サービス事業者（訪問看護） 指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護） 生活保護法指定医療機関 被爆者一般疾病医療機関 指定自立支援医療機関（精神通院医療） 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療） 指定特定疾病医療機関 指定小児慢性特定疾病医療機関 労災保険指定訪問看護事業者

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	職務の内容
管理者	1	管理・看護業務
看護師	9人	看護業務

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（8：45～16：45）
看護師	正規の勤務時間帯（8：45～16：45）

(4) 営業日・営業時間

営業日	営業時間
平日	8：45～16：45
土曜日	8：45～12：45
営業しない日	日曜日・祝日・12月29日～1月3日

台風・地震等の天災でやむをえず訪問できない時もありますが、事前にご連絡致します。

3 サービスの内容

	内容・手順
健康状態の観察と助言	体温・血圧・脈拍などの測定、症状の観察など
日常生活の看護	入浴、着替え、身体拭きなど
認知症の看護	段階に応じた看護と介護相談
在宅医療の看護	床ずれ処置、留置カテーテルの管理、在宅酸素の管理、経管栄養の管理、介護指導、その他医師の指示による処置
在宅リハビリテーション看護	体位変換、運動や移動、歩行などの訓練と助言、車椅子散歩など
介護の相談	介護方法のアドバイス、精神援助など
服薬指導、管理	服薬確認や調整を医師や薬剤師と相談しながら行います
排泄の援助・助言	排便・排尿コントロールなど
終末期看護	緩和ケア、御本人・家族様の精神援助、エンゼルケア

4 利用料

- (1) 各種保険に応じた利用者負担（1～3割負担）となります。

訪問看護基本療養費Ⅰ	5,550円（週3日まで）×訪問日数 6,550円（週4日以降）×訪問日数
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住の場合)	2,780円（週3日まで）×訪問日数 3,280円（週4日以降）×訪問日数 3人以上
訪問看護基本療養費Ⅲ（一時外泊の場合）	8,500円（入院中に1～2回）
訪問看護管理療養費	月の初日は7,670円、2日目以降は3,000円（Ⅰ）または2,500円（Ⅱ）×訪問日数
難病等複数回訪問加算	1日2回の場合 同一建物内1人 4,500円、同一建物内2人 4,500円、同一建物内3人以上 4,000円 1日3回の場合 同一建物内1人 8,000円、同一建物内2人 8,000円、同一建物内3人以上 7,200円
緊急訪問看護加算	2,650円（月14日目まで） 2,000円（月15日目以降） ×緊急訪問日数
夜間・早朝、深夜訪問看護加算	夜間・早朝2,100円、深夜4,200円
長時間訪問看護加算	5,200円（週3日目まで）
乳幼児加算	1,300円/日 1800円/日（別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合）
複数名訪問看護加算	同一建物内1人 4,500円、同一建物内2人 4,500円、同一建物内3人以上 4,000円（看護師）
24時間対応体制加算	6,520円/月 または 6,800円/月（看護業務の負担軽減に寄与する管理体制の整備が行われている場合）
特別管理加算	2,500円/月 または 5,000円/月
退院時共同指導加算	8,000円 特別管理指導加算 2,000円
退院支援指導加算	6,000円、長時間の場合は8,400円
在宅患者連携指導加算	3,000円/月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円（月2回）

訪問看護情報提供療養費1、2、3	1、2は1,500円／月 3は情報提供時
ターミナルケア療養費1、2	1・・25,000円 2・・10,000円
看護・介護職員連携強化加算	2,500円
機能強化型訪問看護管理療養費1、2、3	1・・12,830円 2・・9,800円 3・・8,470円
遠隔死亡診断補助加算	1500円
専門管理加算	2500円/月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	780円/月
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）	10～500円
訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月

加算の説明

- * 難病等複数回訪問加算・・厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別指示書期間において1日に数回の訪問が可能です。
- * 緊急訪問看護加算・・・・・診療所または在宅療養支援病院の医師の指示で緊急訪問した場合に加算されます。

- * 夜間、早朝、深夜加算・・夜間（午後 6 時～午後 10 時まで）、早朝（午前 6 時～午前 8 時まで）、深夜（午後 10 時～翌 6 時まで）
- * 長時間訪問看護加算・・・特別管理加算の対象者、特別訪問看護指示の期間、医療的ケアを必要とする 15 歳未満の小児への長時間訪問（90 分を超える）場合加算されます。（週 3 日まで。）
- * 乳幼児加算・・・・・3 歳未満の乳幼児、3 歳以上 6 歳未満の幼児に加算されます。
- * 複数名訪問看護加算・・・当該訪問看護ステーションの他の看護師又は看護補助者と同時に指定訪問看護を行った場合に算定。厚生労働大臣が定める疾患等は週 1 日まで、特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている者は週 3 日までを限度として算定します。
- * 24 時間対応体制加算・・24 時間電話により、ご利用者やご家族の方の相談に応じます。
必要に応じて臨時訪問します。
- * 特別管理加算・・特別な処置や管理が必要な方に加算されます。重症度により料金が違います。
- * 退院時共同指導加算・・入院中に、主治医と共に退院に向けて指導を行った場合に加算されます。特別管理加算対象者は 2 回まで算定されます。
やむを得ない事情により参加できないときでも、情報通信機器を用いた場合に算定されます。
- * 退院支援指導加算・・退院日在宅において療養上必要な指導を行った場合に算定します。
- * 特別管理指導加算・・特別管理加算の対象者に退院時指導を行った場合に退院時共同指導加算とは別に 2,000 円 加算します。
- * 在宅患者連携指導加算・・医療関係職種間で月 2 回以上文書等により情報共有し月 1 回以上、指導を行った場合に算定します。
- * 在宅患者緊急時等カンファレンス加算・・状態の変化に伴って、自宅でカンファレンスを行った場合に加算されます。
- * 訪問看護情報提供療養費 1 ・・当該市町村からの求めに応じて、当該利用者に係る保険福祉サービスに必要な情報を提供した場合（18 歳未満の児童を含む）
訪問看護情報提供療養費 2 ・・通園、通学する利用者について、当該学校などからの求めに応じて、必要な情報を提供した場合（18 歳未満の該当者）
訪問看護情報提供療養費 3 ・・入院・入所時に主治医へ情報提供を行った場合に算定します。
- * ターミナルケア療養費 1 ・・在宅・特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）に対して死亡日及び前日 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合に算定します。
- ターミナルケア療養費 2 ・・特別養護老人ホームでターミナルケアを死亡日及び前日 14 日以内に 2 回以上行った場合に算定します。
- * 看護・介護職員連携強化加算・・訪問看護ステーションが喀痰吸引を行う介護職員などの支援を行った場合の連携に算定します。
- * 機能強化型訪問看護管理療養費 1、2、3 ・・人員基準、24 時間対応体制加算など、その他の要件を満たしている場合に算定します。
- * 遠隔死亡診断補助加算・・情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に算定します。
- * 専門管理加算・・緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修、特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

- *訪問看護ベースアップ評価料（I）・・医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合に算定します。
- *訪問看護ベースアップ評価料（II）・・訪問看護ベースアップ評価料（I）を算定している利用者につき、当確基準に係る区分に従い、所定額を算定します。
- *訪問看護医療 DX 情報活用加算・・電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する 計画的な管理を行った場合に算定します。
- *精神科複数回訪問加算・・厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別指示書期間において1日に数回の訪問が可能です。
- *複数名精神科訪問看護加算・・精神科在宅患者支援管理料1または2を算定する者
- *精神科重症患者支援管理連携加算・・精神科在宅支援管理料の算定患者

精神科訪問看護基本療養費I	30分以上5,550円、30分未満4,250円（週3日まで） 30分以上6,550円、30分未満5,100円（週4日以降）
精神科訪問看護基本療養費III (同一建物居住の場合)	30分以上2,780円、30分未満2,130円（週3日まで） 30分以上3,280円、30分未満2,550円（週4日以降） 3人以上
精神科訪問看護基本療養費IV	8,500円（1～2回/入院中） 一時的に外泊している場合
精神科複数回訪問加算	1日2回の場合 同一建物内1人 4,500円、同一建物内2人 4,500円、同一建物内3人以上 4,000円 1日3回の場合 同一建物内1人 8,000円、同一建物内2人 8,000円、同一建物内3人以上 7,200円
精神科緊急訪問看護加算	2,650円/日（診療所、在宅療養支援病院の医師の指示による）
長時間訪問看護加算	5,200円（週1回）
複数名精神科訪問看護加算	同一建物内1人 4,500円、同一建物内2人 4,500円、同一建物内3人以上 4,000円（看護師）
夜間・早朝、深夜訪問看護加算	夜間・早朝2,100円、深夜4,200円
精神科重症患者支援管理連携加算 イ、ロ	イ・精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する者 8,400円 ロ・精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する者 5,800円

イは以下の全てに該当すること ロはいずれかに該当

- a 1年以上入院して退院した者、入退院を繰り返す者又は自治体が作成する退院後支援計画において支援を受ける期間にある措置入院後の患者
- b 統合失調症、統合失調症型障害若しくは妄想性障害、気分（感情）障害又は重度認知症の状態（認知症高齢者の日常生活自立度のランクMに該当する状態）の状態で退院時におけるGAF尺度による判定が40以下の者

保険外利用料について

- ①. 交通費…頂きません。
- ②. その他、保険を利用出来ない訪問看護の場合、30分毎に5103円利用料となります。
(介護保険の料金に準じて設定)

(2) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気等の費用は、利用者様の負担となります。

(3) 利用料等のお支払方法

毎月、中旬頃に前月分の請求をいたしますので、ご指定のゆうちょ銀行口座から引き落とします。お振り込みの場合、振り込み手数料はご負担いただきます。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

医療法人葵会が開設する訪問看護ステーションが、疾病または負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が必要と認めたものに対し、適正な指定訪問看護を提供します。

(2) 運営方針

訪問看護師等は利用者の心身の特性をふまえ、自立した日常生活が営めるよう、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。

(3) 第三者評価の受診状況について

2023年12月20日に、「特定非営利活動法人 きょうと介護保険にかかわる会」より第三者評価を受け葵会総合ケアステーションのホームページ上で評価結果を開示します。

(4) その他

事項	内容
訪問看護計画の作成	担当看護師が利用者の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、説明の上交付します。
従業員研修	年間計画に基づき、研修を実施しています

6 秘密保持等

(1) 個人情報保護法を遵守し、医療法人葵会の個人情報の保護に関する基本方針（①利用範囲の明確化、適切な取扱い ②漏洩防止の確立 ③開示等の請求は誠意を持って対応）にそって、個人情報を取り扱います。

(2) 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密は漏らしません。

(3) 事業者はその従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密をもらすことがないように必要な措置を講じます。

7 損害賠償

利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。万が一の事故に備え「賠償責任保険」に加入しています。

8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	窓口責任者 野崎 文美子 ご利用時間 8：45～16：45 ご利用方法 電話 075-495-2241 FAX 075-495-2242 面接（当事業所相談室）
----------	--

9 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

10 虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、高齢者虐待防止法に基づき、虐待の発生又はその再発を防止するため、指針を整備し、研修を定期的に実施しています。

11 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

12 衛生管理

感染症の予防及び、まん延の防止のため、指針を整備し、定期的な対策会議や研修及び訓練を実施します。事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

13 身体拘束の禁止

利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14 利用者さまへのお願い

サービス利用の際および変更のあった場合は、健康保険被保険者証、各種受給者証等を提示してください。

その他

1 サービス提供の際の事故やトラブルを避ける為、次の事項にご留意ください。

看護師等は 年金の管理、金銭の貸借など金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

看護師等は 保険制度上、利用者の心身の機能維持・回復の為に療養上の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。

看護師等に対する贈り物や飲食物のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

ペットをケージへ入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。

暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

【契約を解除する場合の例】

・物を投げつける・怒鳴る、奇声、大声を発する など

・体を触る、手を握る

・自宅の住所や電話番号を何度も聞く

2 訪問看護師は 利用者の状態に応じて緊急対応を行うことがあるため、計画された日時に変更を生じる場合がありますので、ご了承ください。

3 日祝日・夜間帯の緊急訪問は事業所外からの出動となります。到着までに時間がかかり生命に危険が及ぶと判断した場合には速やかに対応するため主治医や救急隊に連絡することができますのでご了承ください。

作成日 2015年4月1日

最終改定日 2024年6月1日

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明年月日 年 月 日

事業者

住 所 〒603-8206 京都市北区紫竹西南町 65 の 34 番地

電話 075-495-2241

ファックス 075-495-2242

事業者（法人）名 医療法人葵会

代 表 者 名 理事長 吉川 恵造

事 業 所 名 総合ケアステーション

（事業所番号） 0190022

管 理 者 野崎 文美子

説明者 職名 看護師

氏名

私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者本人 住 所
氏 名

代理人（続柄） もしくは成年後見人
住 所
氏 名